

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
を公布する。

平成22年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第10号

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第1中「及び平成15年墨田区告示第15号」を「、平成15年墨田区告示第15号及び平成21年墨田区告示第356号」に改める。

別表第2 東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域の部に次のように加える。

東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域京成曳舟駅前東第3地区	平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域のうち、京成曳舟駅前東第3地区に定められた地区
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域鉄道地区	平成21年墨田区告示第356号に定める東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域のうち、鉄道地区に定められた地区

別表第3 5の1 東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域曳舟駅前地区の部から5の4 東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域京成曳舟駅前東第2北地区の部までの規定中「第2条第6項各号」の次に「、第7項各号及び第8項から第10項まで」を加え、同部の次に次のように加える。

5の5 東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域京成曳舟駅前東第3地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築してはならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から		500平方メートル	3メートル ただし、平成21年墨田区告示第354号に定めた墨田区画街	落下物の防護又は外壁の緑化のため、のひさし、パレコニ―その他これらに類する建							

ずれかに該 当する営業 の用途に供 するもの ただし、 鉄道事業法 (昭和61 年法律第9 2号)第8 条第1項に 規定する鉄 道施設及び それに付属 するものを 除く。											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3 6の3 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域鉄道施設
 地区の部中「(昭和61年法律第92号)」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。